

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公正かつ適正に選定するため、駒ヶ根市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定基準に関する事項
- (2) 指定管理者の選定及び指定の取消しに関する事項
- (3) その他指定管理者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長を充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を同席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 選定委員会に付すべき事項について、調査及び検討するため、総務部会、民生部会、産業部会、建設部会及び教育部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、必要に応じて部会長が招集する。
- 3 部会長は部長又は教育次長を充て、部会員は課長及び関係する係長、室長又は担当幹をもって

充てる。

4 部会の事務は、部内庶務又は教育委員会庶務を所掌する係が行う。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

民生部長

産業部長

建設部長

教育次長

企画振興課長

財政課長